

# News Release

令和4年3月30日

財 務 部

## 唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

### 概要

(株) オカトクを指名停止としました。

#### 1 指名停止対象業者

(株) オカトク (福岡市博多区板付4-7-28)

土木一式工事、水道施設工事一級外

#### 2 指名停止期間

3月31日から5月30日まで 2か月

#### 3 指名停止理由

(株) オカトクは、建設業法第15条第2号の規定に違反して資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、建設業法第26条第1項の規定に違反して資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文と同項第2号に該当するとして、令和4年2月14日に国土交通省九州地方整備局から指示処分と営業停止処分を受けたため。

#### 4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第11項(建設業法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、同社は唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第2項第4号(建設業法に規定する営業停止に該当するとき)に該当するため、短期の1か月に1か月を加算して2か月とする。

#### 5 令和2～3年度発注実績

実績なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森

電話：直通72-9240 (内線1362)